

大綱心で交通安全！

自転車運転する際に気を付ける標識

街中には、多くの種類の道路標識があります。

今回は、自転車を運転する際、特に関係のある道路標識などについて掲載します。

自転車は誰でも手軽に乗れる便利な乗り物ですが、道路交通法では、自動車と同じ「車両」に位置付けられています。自転に乗る際は、「車両の運転者」という自覚と責任を持ち、交通ルールを守って安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号順守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

正しく理解していますか？

 <p>止まれ</p>	 <p>一時停止</p>	 <p>一方通行</p>	 <p>車両進入禁止</p>	 <p>自転車通行止め</p>	 <p>車両通行止め</p>
<p>自転車を含む車両は、停止線の直前で一時停止をしなければなりません。停止線がないときは、標識の手前で一時停止しなければなりません。</p>	<p>自転車を含む車両は、停止線の直前で一時停止をしなければなりません。停止線がないときは、標識の手前で一時停止しなければなりません。</p>	<p>自転車を含む車両は、矢印の方向に進行できます。逆方向からの進行はできません。</p>	<p>この標識がある場所からは、自転車を含む車両は進入できません。</p>	<p>自転車は通行できません。</p>	<p>自転車を含む車両は、この標識がある道路を通行できません。</p>

 <p>自転車専用</p>	 <p>自転車及び歩行者専用</p>	 <p>徐行</p>	 <p>指定方向外進行禁止</p>	 <p>徐行</p>
<p>自転車を含む車両は、矢印が向いている方向以外に進行してはいけません。</p>	<p>自転車を含む車両は、矢印が向いている方向以外に進行してはいけません。</p>	<p>徐行して通行しなければなりません。徐行とは、直ちに止まれるような速度のことで、時速10キロメートル以下が目安です。</p>	<p>自転車を含む車両は、矢印が向いている方向以外に進行してはいけません。</p>	<p>徐行して通行しなければなりません。徐行とは、直ちに止まれるような速度のことで、時速10キロメートル以下が目安です。</p>

お～おはようから
 お～おやすみまで
 つ～常に交通安全を意識して
 な～無くそう交通事故

Vol.6

- 【問合せ先】
- ▼薩摩川内警察署交通課
 - TEL 20 0110
 - ▼本庁防災安全課危機管理グループ
 - TEL (23) 51111 (内線4932)

*道路交通法では、自転車は車両ですが、自転車を降りて押して通行する場合は歩行者と見なされます。

 <p>自転車横断帯</p>	 <p>並進可</p>
<p>自転車専用の横断歩道です。通常、横断歩道の横に表示されています。自転車はこの場所を通行しましょう。</p>	<p>通常、自転車の横並び走行は禁止されています。この標識が設置されている場合、2台まで並んで通行できます。</p>

歩行者・自転車専用信号機

通常、自転車は車両用の信号機に従って通行しますが、この信号機がある場所では、この信号機に従わなければなりません。

